

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第二百五十一号

検定供用繭採取立会についての要項を次のように定める。

昭和二十六年六月七日

昭和二十六年六月七日
外木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

- 五、立会人はその指揮に反して供用繭が不正に採取されようとした場合は直ちに繭検定所長に報告しなければならない。
- 六、立会人は立会日誌に採取状況を詳細に記録しておき立会終了後遅滞なく知事に報告しなければならない。
- 七、検定請求者は蚕期毎に予め繭受渡場所を決定しその受渡場所毎の出荷計画を添え知事に報告するものとする。
- 八、検定請求者は供用繭採取につき必要な設備を完備するものとする。
- 九、知事は毎年立会人及び検定請求者（又はその採取人）につき必要な講習を実施するものとする。
- 一〇、この要項により知事に報告する書類は受渡場所を管轄する蚕業取締所支所長を経由するものとする。

- 一、繭検定規則第七條第二項の規定による検定供用繭の採取立会についてはこの要項による。
- 二、知事は毎蚕期県職員中より検定供用繭の採取立会人（以下「立会人」という。）を指定する。
- 三、立会人は受渡場所に出荷する繭の総ての荷口につき立会指揮しなければならない。
- 四、立会人はその立会に際し県の貸与する腕章を着けなければならない。

◆鳥取縣告示第二百六十一號

昭和二十六年春蚕期檢定供用繭採取立會人を次のように
指定する。

昭和二十六年六月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年春蚕期檢定供用繭採取立會人

所 屬	職 業	氏 名
蚕業取締所郡家支所	技師	井出野末春
浜村支所	技師	木村 活壽
倉吉支所	雇	横山 忠治
米子支所	雇	藤井 幸信
根雨支所	雇	坂根 真木
"	技師	山本 慶雄
"	雇	岸本 判野
"	技師	森中 義信
"	雇	正春
八頭蚕業技術指導所	技師	藪田 悅雄
"	雇	岩美蚕業技術指導所
"	技師	山本 政雄
"	雇	岸本 信義
"	技師	森中 正春
"	雇	坂根 義信
"	技師	八頭蚕業技術指導所

昭和二十六年六月七日印刷
昭和二十六年六月七日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月五日發行) 第三種郵便物認可
行者 島取縣島取市東町
島取縣島取市東町印 刷 所

氣高蚕業技術指導所	技師	仙賀 弘正
東伯蚕業技術指導所	雇	武信博太郎
県蚕糸課	技師	藤本 貫幸
"	"	山田天津夫
県蚕業取締所	"	"
"	"	円井 義経
氣高蚕業技術指導所	技師	仙賀 弘正
東伯蚕業技術指導所	雇	武信博太郎
縣蚕糸課	技師	藤本 貫幸
"	"	山田天津夫
圓井 義経	"	"